

自然環境保全基本方針の構成と変更の主なポイント

第 1 部 自然環境の保全に関する基本構想

1. 社会及び自然環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要な箇所を変更する。

- ・自然環境保全基本方針は、昭和 48 年に制定されてから約 40 年にわたって変更されていない。
- ・近年の少子高齢化・人口減少や自然に対する働きかけの縮小にかかる論点が含まれていないことなど、一部の内容について変更の必要がある。
- ・外来種問題等、新たに生じた生物多様性の危機に関する論点を追加する必要がある。

2. 自然環境保全政策の進展とともに環境保全政策の体系化が進んだことを踏まえ、環境基本法及び生物多様性基本法との位置付けを明確化する。

- ・平成 5 年の環境基本法の制定を受けた自然環境保全法の一部改正において、自然環境保全基本方針は、「自然環境を保全することが特に必要な区域等を中心とした自然環境保全についての実施法的な方針」としてその位置付けを変更されている。
- ・平成 20 年に生物多様性基本法が制定され、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として生物多様性国家戦略が位置付けられている。

<以下、基本方針の構成（○）、主な変更点（・）>

○人間にとって自然とはいかなるものか（ブロック：1）

- ・自然との「共生」等の概念の醸成を踏まえて記述を追加。

○社会及び自然環境を取り巻く状況（ブロック：2）

- ・人間活動や開発による危機（生物多様性の第 1 の危機）について、少子高齢化・人口減少の進行等、社会及び自然環境の状況の変化を踏まえて記述を修正。
- ・里地里山のような二次的自然環境の保全等、自然に対する働きかけの縮小による危機（生物多様性の第 2 の危機）についての記述を追加。
- ・外来種問題等、人間により持ち込まれたものによる危機（生物多様性の第 3 の危機）についての記述を追加。
- ・地球温暖化や海洋酸性化等、地球環境の変化による問題（生物多様性の第 4 の危機）についての記述を追加。

○自然環境保全政策の基本的な構想（ブロック：3～5）

- ・環境、経済、社会的課題の同時解決の観点の追加。
- ・第五次環境基本計画において提唱された「地域循環共生圏」の概念の追加。
- ・気候変動への適応の観点の追加。
- ・経済・社会のグローバル化、生物多様性条約や気候変動枠組条約の締結、持続可能な開発目標（SDGs）の設定等について記述を追加。

○自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進するための基本的な方向（ブロック：6～17）

- ・環境基本計画や気候変動適応計画を踏まえ、「生態系を活用した防災・減災」や「生態系を活用した適応」の概念についての記述を追加。
- ・海洋生物多様性保全戦略や海洋基本計画等、海洋に関する施策の増加を踏まえて記述を追加。
- ・民間保護地域等に係る記述を追加。
- ・絶滅危惧種や固有種の保全、外来生物の防除、鳥獣による生態系影響等への対策など、野生生物保護管理の観点から記述を追加。
- ・環境影響評価法、エコツーリズム推進法等が制定されたことを踏まえて記述を追加。

○多様な主体の連携（ブロック：18～19）

- ・地域連携促進法や地域自然資産法が制定されたことや、民間企業、NGO等が主体となった取組の増加を踏まえ、記述を追加。

第2部 自然環境保全地域等に関する基本的事項

1. 「沖合海底自然環境保全地域」制度の創設を踏まえた変更。

- ・「沖合海底自然環境保全地域の指定方針」及び「沖合海底自然環境保全地域の保全施策」の項目を新たに定める。

○原生自然環境保全地域の指定方針・保全施策

○自然環境保全地域の指定方針・保全施策

○沖合海底自然環境保全地域の指定方針・保全施策

○都道府県自然環境保全地域の指定の基準・保全施策の基準

○自然環境保全地域等と自然公園法その他の自然環境保全を目的とする法律に基づく地域との調整の方針